

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局道路河川部河川課(06-6615-6833)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	許可取消し等(許可条件等に違反した場合等)
概要	河川管理者から使用等の許可を受けている場合であっても、許可条件等に違反した場合や不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた場合においては許可を取り消したり、その効力を停止することがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市普通河川管理条例第14条第1項 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	次の項目のいずれかに該当する者に対して、使用の許可若しくは承認を取消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、工作物の改築、移転、除却若しくはその工作物により生ずべき損害を予防するため必要な措置をすること若しくは河川を現状に回復することを命ずることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・この条例の規定若しくはこれに基づく処分又はこの条例の規定によってした許可若しくは承認に付した条件に違反した者。 ・詐欺その他不正な手段によりこの条例の規定による許可又は承認を受けた者
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考	